

平成 27 年度住宅・建築物技術高度化事業について

1. 趣旨

住宅建築行政が直面する環境対策、長寿命化対策、安全対策等の解決に寄与する先導的技術開発を複数の構成員の共同により行う者を公募によって募り、優れた技術開発の提案を応募した者に対して、国が当該技術開発に要する費用の一部を補助するもの。

2. 技術開発課題の公募テーマ

- (1) 住宅等における環境対策や健康向上に資する技術開発
- (2) 住宅等におけるストック活用、長寿命化対策に資する技術開発
- (3) 住宅等における防災性向上や安全対策に資する技術開発

3. 応募期間

平成 27 年 6 月 2 日(火)から 6 月 30 日(火)まで

4. 応募者

共同して技術開発を行う者（単独での応募、国及び地方公共団体の応募は不可）

5. 補助金の額

技術開発に要する費用の 1/2 以内（限度額：国費 5 千万円/年・件、3 年以内）

6. 応募テーマに係る検討

技術開発課題の応募テーマに係る検討は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会に設置する学識経験者等からなる住宅・建築物技術高度化審査委員会において実施した。